

「読書萬卷不詠律」

(吉川幸次郎「宋詩概説」)

天性の自由人である蘇軾は、氣質的に「新法」を嫌った。王安石の改革も、法律による統制と感じ、人民の不幸として嫌悪、避難した。

また、王安石が科挙の制度を改革し、古典の解釈である「経義」、実際的な政治論である「論策」を重視し、従来の制度が重視した「詩賦」を廃止する改革案に最も強く反対した為、杭州に出された。

「書を読むこと万巻なるも律を読まず」

王安石が「新法」の遂行を呂惠卿らにゆだねて政府を去ると空気は険悪となり、この詩句が政府の方針に反する証拠として出され、杭州の知事であった蘇軾は首都汴京に護送され、御史台の獄に入れられた。四十四歳の彼は死を覚悟し、弟の轍宛に詩を送っている。

【詩の背景とその後】

一〇七九年八月に投獄されてから一ヶ月後の九月、獄中での作。情勢が最悪になった時には、魚のみを差し入れる約束を長男の邁と決めていた。偶々、邁に用事が有って親戚の者に差し入れを頼んだが、約束の事を言い忘れたため、その親戚が手に入れた魚を差し入れてしまった。蘇東坡はすっかり驚き、弟宛に詩二首を作り、獄卒の梁成に託した。獄卒から天子にその詩が伝わった所、天子は心動かされ、許す気になったという。

予以事繫御史臺獄，獄吏稍見侵，自度不能堪，死獄中，不得一別子由，故作二詩授獄卒梁成，以遺子由，二首其一

予は事を以て御史台の獄に繋がる。獄吏稍や侵され、自ら度るに堪うる能わず、獄中に死し、子由と一別するを得ざらんと。故に二詩を作り、獄卒の梁成に授け、以て子由に遺る。

元豊二年（一〇七九）四十四歳の作。中国名詩選 川合康三 二九六頁

1 聖主如天萬物春

聖主 天の如く 万物春なり

2 小臣愚暗自亡身

小臣は愚暗にして自ら身を亡ぼす

3 百年未滿先償債

百年未だ満たざるに 先ず債を償い

4 十口無歸更累人

十口 歸する無く 更に人を累わす

5 是處青山可埋骨

是る処 青山 骨を埋む可し

6 他年夜雨獨傷神

他年の夜雨 独り神を傷ましめん

7 與君世世爲兄弟

君と世世 兄弟と為りて

8 又結來生未了因

又た結ばん 来生 未了の因

【通釈】

聖明なる天子の徳高く、天のように全ての物に春のめぐみをもたらすが私のような小臣は、愚かで道理に暗く、自分から身を亡ぼすのだ。人生百年にも満たないうちに、もう前世の罪を償い、私が死ねば、私の十人の家族は頼るものもなく、いっそう君に面倒かけるだろう。私はどこの青い山に骨を埋められてもよいが、君はこのさき、夜の雨を床を並べて聞く兄は亡く、ひとりで心をいためることだろう。しかし、君と次の世もその次の世も兄弟となり、来世に終わることのない縁を結ぼう。

（通訳は蘇東坡一〇〇選、石川忠久より抄出）

しかし東坡が、予期に反して釈放されたのは、その年もおしつまった十二月二十八日であった。そのとき前の詩（予以事繫御史臺獄，二首其一）の韻を用いて作った詩。

元豐三年（一〇七九）十二月二十八日作

十二月二十八日、蒙恩責授檢校水部員外郎黃州團練副使、復用韻二首 其二

1 百日歸期恰及春

百日の歸期 恰も春に及ぶ

2 餘年樂事最關身

余んの年の樂しみの事こそ最も身に関する

3 出門便旋風吹面

門を出でて便旋すれば風は面を吹き

4 走馬聯翩鵲啁人

馬を聯翩と走らせれば鵲は人にむかいて啁ぐ

5 却對酒杯渾是夢

却てもと酒の杯に対えば 渾べては是れ夢

6 試拈詩筆已如神

試みに詩の筆を拈れば已に神の如し

7 此災何必深追咎

此の災は何ぞ必ずしも深く追ひ咎めん

8 竊祿從來豈有因

祿を窃みしこと従ねて来り豈に因有るにや

【通釈】 百何日かの拘束から脱して、わが家に帰るのは、ちょうど春を迎え

ようという日、さあこれからは剩餘の人生、そこにひらける生活のたのしみこそ一ばんの関心事と、拘置所の門を出て、便旋とは、きりきり舞いをするという説と、小便をするという説とある。どちらにしても、その時さあつと顔にふきつける春風のこころよき。迎えに来た家族と馬をつらねて堤防の上をゆけば、鵲もわれわれの幸福を祝福するごとくなくはない。さて家へ帰っての祝宴に、久しぶりに盃を前にすれば、すべては夢のよう。こんどの事件も、もとはといえは詩のせいだが、さてその詩をこころみに作って見れば、やはりおれは詩の神さま。この災難、何が原因と、深く追求する必要はない。ががんらいおれは無能な公務員であり、祿ぬすつとだつたのだから。